

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当の翌日又は、  
日曜日は、  
がと日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

第三十三期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領(労政訓練課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

◇ 告 示  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百十七号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十三期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十三期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領

#### 一 推薦する者の資格

1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

#### 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

#### 三 推薦手続

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書(別記様式)を推薦期間内に知事に提出すること。

別記様式

推薦書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西尾 邑次殿  
 事務所所在地  
 (電話番号)  
 労働組合又は  
 使用者団体名  
 代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属(労働組合及びその名称並びに社名その他)	労働者の所属(労働者の名称及びその地位)	経歴	備考

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

- 2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る地方労働委員会の証明書を添付すること。
- 四 推薦することができざる候補者の数制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。
- 五 推薦期間  
平成三年二月八日から同年三月一日まで

鳥取県告示第百十八号

赤碕町土地改良区が行う土地改良事業(団体営ほ場整備事業上赤碕地区区画整理)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

名和町が行う土地改良事業(団体営農道整備事業門前地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭

和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

倉吉市が行う土地改良事業に係る倭文地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

若桜町が行う土地改良事業に係る湯原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
若桜町	土地改良総合整備事業（一般）湯原地区区画整理	平成二年十二月二十日

鳥取県告示第百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があったので、漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名 西伯郡中山町塩津六 高 見 国 男 西伯郡中山町御崎三三二 山 本 圭 輔	加入区 中山加入区 漁船損害等補償法第百十三 条第一項の申 出の相手方と なる漁業協同 組合の名称 中山漁業協 同組合 平成三年二月 八日から同月 二十二日まで 中山漁業協 同組合 縦覧場所 中山漁業協 同組合
西伯郡名和町大字御来屋 九五一 金 田 勝 美 西伯郡名和町大字御来屋 一〇九三 大 島 禮 一 郎	御来屋加入 区 御来屋漁業 協同組合 平成三年二月 八日から同月 二十二日まで 御来屋漁業 協同組合

鳥取県告示第百二十四号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八  
 条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災  
 害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項及び第三  
 項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係  
 る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準  
 用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	加入区	漁業の区分	場所	期 間
発起人にならうとする 者の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字網代二 八―一―七 浜 田 栄 昌 岩美郡岩美町大字網代一 七八―二 浜 田 達 実 岩美郡岩美町大字網代三 六 山 下 正 東伯郡赤碕町大字赤碕一 九六八―二 田 中 弘 美 東伯郡赤碕町大字赤碕一 二三四 林 原 勤 東伯郡東伯町大字逢東六 五七 橋 本 時 之 岩美郡岩美町大字田後三 三―一 山 内 虎 吉 岩美郡岩美町大字田後三 〇九 湯 口 幸 雄 岩美郡岩美町大字田後三 七五 山 根 猛	網代加入 区 赤碕加入 区 田後加入 区	漁業 漁業災害補償 法第百四条第 二号に掲げる 漁業	網代港漁 業協同組 合 赤碕町漁 業協同組 合 田後漁業 協同組合	平成三年二月八 日から同月二十 二日まで

鳥取市賀露町一七五七一五 船本 幸作	賀露加入区	沖合底引網漁業	賀露漁業協同組合
鳥取市賀露町一一六四一五 宛 金 俊 男			
鳥取市賀露町一三九三 岸 重 成			
岩美郡岩美町大字浦富一五三九一―一五 有限会社 興洋水産	東加入区	小型いか釣漁業及び小型定置漁業	浦富漁業協同組合
岩美郡岩美町大字浦富一四七六 浜 野 久 男			
岩美郡岩美町大字小羽尾三五六 吉 澤 治 美			東漁業協同組合

鳥取県告示第百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
国府町
- 二 事業の種類  
因幡歴史館（仮称）整備事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 岩美郡国府町大字町屋字一町田地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所  
国府町役場

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）  
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を  
次のとおり開催する。

平成30年2月8日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
種別	平成30年3月5日	午後1時30分から	米子市糠町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経	平成30年3月5日	午後1時30分から	米子市糠町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

講習者	講習時間	講習場所	講習内容
平成30年3月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
平成30年3月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	倉吉市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 2時間30分
- (2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 1,500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）